

1 議事日程（5日目）

〔令和元年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

令和元年6月21日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第49号 太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第50号 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第3 議案第51号 太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第4 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 議案第53号 太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）
- 日程第6 議案第54号 太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について（建設経済常任委員会）
- 日程第7 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 日程第8 発議第1号 特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委員会）の設置について
- 日程第9 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第11 議員の派遣について
- 日程第12 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | | | |
|-----|--------|----|-----|-------|----|
| 1番 | 柳原 莊一郎 | 議員 | 2番 | 宮原 伸一 | 議員 |
| 3番 | 船越 隆之 | 議員 | 4番 | 徳永 洋介 | 議員 |
| 5番 | 笠利 毅 | 議員 | 6番 | 堺 剛 | 議員 |
| 7番 | 入江 寿 | 議員 | 8番 | 木村 彰人 | 議員 |
| 9番 | 小島 真由美 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 原田 久美子 | 議員 | 12番 | 神武 綾 | 議員 |
| 13番 | 長谷川 公成 | 議員 | 14番 | 藤井 雅之 | 議員 |
| 15番 | 門田 直樹 | 議員 | 16番 | 橋本 健 | 議員 |
| 18番 | 陶山 良尚 | 議員 | | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 17番 村山 弘行 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市 長	楠 田 大 蔵	副 市 長	清 水 圭 輔
教 育 長	樋 田 京 子	総 務 部 長	石 田 宏 二
市民生活部長	濱 本 泰 裕	総 務 部 理 事	山 浦 剛 志
都市整備部長	井 浦 真 須 己	健康福祉部長	友 田 浩
観光経済部長	藤 田 彰	教 育 部 長	江 口 尋 信
総務課長併 選管書記長	川 谷 豊	経営企画課長	高 原 清
市 民 課 長	池 田 俊 広	福 祉 課 長	田 中 縁
都市計画課長	竹 崎 雄 一 郎	社会教育課長	木 村 幸 代 志
上下水道課長	佐 藤 政 吾	観光推進課長兼 地域活性化複合施設大宇附館長	友 添 浩 一
監査委員事務局長	福 嶋 浩		

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	阿 部 宏 亮	議 事 課 長	吉 開 恭 一
書 記	芥 藤 正 弘	書 記	高 原 真 理 子
書 記	岡 本 和 大		

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（陶山良尚議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1から日程第3まで一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第1、議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第3、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を改正し、規則において必要な事項を定めるものであります。

大きく2点あり、1点目として、長時間労働の是正については、超過勤務命令の上限を原則1カ月45時間、1年360時間と設定するものであり、2点目として、職員の健康確保にかかわる措置については、災害等によるやむを得ず行う長時間労働に関して、申し出があった場合の面接指導の対象となる時間数を1カ月につき100時間から80時間に引き下げることを定めるものでした。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第49号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第49号について報告を終わります。

次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により、選挙関係の特別職職員の報酬額が変更されたことに伴い、本市における報酬の額を改正するものであると説明がありました。

内容としましては、選挙長、投票所の投票管理者、期日前投票所の投票管理者がそれぞれ200円ずつ増額になるなど8件の報酬の額を改定するものでありました。

質疑、討論を終え、採決の結果、議案第50号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、大宰府展示館を有料化するための条例の改正です。有料化の理由として、新元号が発表されて以来、2カ月で6万人を超える来場者があったこの展示館は、開館から39年がたっており、老朽化が進んでいること、また展示物も随分変わっていないことなどから、改修費と来訪者の方に満足いただける施設とするために有料化するものであるとのことでした。

具体的な金額としては、一般200円、高校、大学生100円、小・中学生無料、学校教育活動など教育目的で引率者が入館する場合は無料としていくとのことでした。

委員からは、チケット販売に伴う人件費の発生はあるのか、またどの程度の収入を見込み、いつごろ改修整備等ができる見込みであるのかなどと質疑があり、執行部から、人件費は必ず発生すると考えている。今年度における今後の来場者数の見込み及び臨時職員を2人配置した場合の展示館における収支は500万円ほどを見込んでいる。建物そのものの改修をいつ行うかについては、現時点で明確な時期は決まっていないが、公共施設等総合管理計画の中に展示館も含まれているので、その中で進めていくことになるとの説明がありました。

その他、質疑を終え、討論に入り、展示内容の充実を早期に整備してほしいが、時節を考慮すると有料化自体には賛成すると賛成討論がある一方、平成22年に無料化したときの、一人でも多くの方に来ていただきたいという観点や、社会教育施設であるという観点から、入館料を取ることにについては反対という反対討論がありました。

採決の結果、議案第51号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第51号について報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第49号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第50号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5番（笠利 毅議員） 来場者数に関する事で質問したいと思います。

市内と市外を区別しての来訪者のアンケートがとられているかと思うんですけども、市内、市外を区別しての来訪者のこれまでの数の経緯であるとか、あるいは今後の見通しなどについての説明もしくは質疑等が行われたか、もし行われたのであれば、その内容を教えていただければと思います。

○議長（陶山良尚議員） 総務文教常任委員長 門田直樹議員。

○15番（門田直樹議員） そういった質疑、説明はあっておりません。

○議長（陶山良尚議員） よろしいですか。

（5番笠利 毅議員「はい」と呼ぶ）

○議長（陶山良尚議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第49号「太宰府市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第50号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第50号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時07分〉

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第51号「太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

14番藤井雅之議員。

○14番（藤井雅之議員） 議案第51号につきましては、初日の市長の提案理由、そして先ほどの総務文教常任委員長の報告でもございましたが、平成22年に当初有料でありながら無料に戻した経過もございます。その無料に戻した点のきちんと総括、検証がされた上での今回の提案とは思えないところがあります。また、社会教育施設、学習施設において無料化の対象がきちんと整備されていますが、一部を有料化するという部分が本来の施設のあり方からしてなじむものではないと考えます。したがって、この議案第51号につきましては、同会派の神武議員とともに反対を表明いたします。

○議長（陶山良尚議員） 次に、16番橋本健議員。

○16番（橋本 健議員） 私は賛成の立場で討論いたします。

新しい時代であります令和元年が始まりました。ご存じのように、令和という元号は万葉集梅の花の歌32首の序文の中から考え出され、令和という時代がよい時代になることを願って誕生いたしました。そして、令和の里として太宰府がさらに脚光を浴び、全国各地から観光客が続々と増え続けており、大変ありがたいことだというふうに思っております。天平2年、西暦731年正月13日、大伴旅人邸で梅花の宴が催された当時の様子がジオラマとして大宰府展示館に展示してありますが、築39年というこの展示館も老朽化のため今後は改修が必要となっております。今回の条例案、入場料200円は適切で、これをいただくことによって改修費が軽減されます。また、修学旅行生も含めた小学生、中学生、そして障がいのある方は無料となっております。先人の方々に感謝しつつ、この条例案に賛成したいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次に、8番木村彰人議員。

○8番（木村彰人議員） 反対の立場で討論します。

国の特別史跡である大宰府政庁跡は、文化財保護法で指定された史跡の中でも特に学術上の価値が高い全国62カ所の史跡の一つで大変貴重なものですが、残念ながら一見すると大きな石が整然と並んだ広大な芝生の広場のようにも見えます。そこで、この大宰府展示館にある本物の遺構と大宰府政庁の復元模型などの展示物をあわせて見ることによって、初めて往時の大宰府政庁の姿と古代太宰府の歴史を理解することができるわけでありまして、大宰府政庁と大宰府展示館は一体不可分の存在になっています。

展示館の有料化によって入館者が再び減少に転じることも心配ですが、何より大宰府政庁跡を訪れる来訪者の皆さんのうち、大宰府展示館の展示物をあわせて見ることなく、大宰府政庁

跡の本来の価値と魅力を体感せずに帰られる方が増えることを憂慮するとともに、残念でなりません。

今から9年前の平成22年の6月議会において、それまで有料だった大宰府展示館の入館料を無料にする条例改正案が全会一致で可決されました。改正の理由は、多くの方々に入館していただき、太宰府の歴史を感じていただくとともに、展示館を活性化させることを目的とするものでした。これは、国の特別史跡大宰府政庁跡を預かる本市として、単なる文化財の見せ方の変更にとどまらず、文化財保護行政における方針の転換であり、その当時の議会は賢明かつ重大な判断をされたものと評価しています。

さて、今回のまたもとの有料化に逆戻りする条例改正はいかがなものでしょうか。楠田市長はじっくりと慎重に議論し、スピード感を持って令和のまちづくりを進めると述べられましたが、ここはじっくりと慎重に議論すべき部分じゃないでしょうか。この大宰府展示館は学校教育、社会教育のための教育機関として設置されたことに鑑み、大宰府政庁跡をこれから訪れる多くの来訪者に対して、そして何より太宰府市民のために大宰府展示館は引き続き入館無料であるべきと考え、今回の条例改正に反対します。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありますか。

9番小島真由美議員。

○9番（小島真由美議員） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

現在の多くの来館者は令和ゆかりの地として訪れる市外の方が増大しており、観光の一つとしてツアーも生まれ、立ち寄ることにもなった現状もあり、そういうことを鑑み有料化へは賛成でございます。であるならば、太宰府市民との差別化は図られるべきことも強く要望をいたしております。このことは市長には既に申し入れておりますが、この点だけご検討いただきたいということを申し述べ、賛成とさせていただきます。

○議長（陶山良尚議員） 次に、反対討論はありますか。

11番原田久美子議員。

○11番（原田久美子議員） この議案につきましては、総務文教常任委員会に付託されまして、私、委員会で条例の中に入館料を取るということは、大型駐車場を利用された団体の取り扱いについて配慮がされていなかったということと、平成22年度に入館者が少なくなったことで無料にされ、新元号が令和と発表され令和のゆかりの地となり、観光客が多くなったから有料化にされるということで精査する必要があるということで、反対の意見を言わせていただきました。

今回、一般質問を通して、周遊型の方向性や、市長は上京され、安倍総理にお会いになり、史跡の活用と規制緩和の必要性についてお話を聞かせていただきましたが、この半月の間、市長の、一般質問のときに何がどのように変わっていくのかというのが不明でありました。史跡観光の課題はたくさんまだ残されています。これまで3カ月余り古都大宰府保存協会の理事長を初め職員の方々、坂本八幡宮の氏子の皆様の努力と、ゴールデンウィーク中にもかかわらず

休みなしでのご活躍に無事経過したことにつきましては賛成したいんですけども、やはりこの契機に変わることのないようにさらなる努力が必要だと思います。このことが駐車場の一括管理、スタッフの強化、入館料を出しても来てよかったと思われるような展示内容の充実や施設の改修、トイレ整備もどういふような計画がなされるのか明確な説明がなかったもので、この条例につきましては、残念ながら反対させていただきたいと思います。

○議長（陶山良尚議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。

5 番笠利毅議員。

○5 番（笠利 毅議員） 反対の立場で討論いたします。

今回、受益者負担的な考えを織り込みつつ、大宰府館の有料化が提案されたものと受けとめています。太宰府市立大宰府跡遺構保存覆屋条例の3条にはこの施設の目的が定められていますが、今回の有料化によってその目的は変質をおのずとこうむるものだと私は考えています。しかし、施設の目的は条例上は従前のままとなっており、不整合を感じます。展示館そのものの問題として、この施設が市民にとって不可欠な施設として位置づけているのか、つまり教育的もしくは市のアイデンティティーにもかかわる大宰府跡というものに直接かかわる施設として位置づけているのか、あるいは一般国民向けの付加サービスを提供する施設として位置づけているのかははっきりしません。さらに、料金が今述べたようなサービスへの対価として入館料として受け取ることにしているのか、もしくは史跡の保存、管理のため、そのための入館料なのか、その点も明確ではありません。また、今回令和への改元に伴い、展示館ないし政庁跡一帯の国民的な位置づけが変質しつつある中、おのずと展示館もその影響をこうむり変貌していくものではないかと、そうは考えています。しかし、国へのこの一帯に対する規制緩和要望も実質的にはこれからという状況の中、先が見通せていません。また、公共施設再編という市としての課題の中でも、この施設が果たして今後どうなっていくのかははっきりとしたものではありません。

現時点で有料化をなし得る合理的な判断、説明があるとなれば、国民的な関心の対象となった政庁付近一帯の史跡、その価値を市単独の財政で、負担で支えていく、その魅力を伝えていくことは無理があると。したがって、訪れる国民の皆様にも協力していただきたいと正直に言うしかないのではないかと考えています。ただし、この場合でも、では市民は二重に負担するのかという問題は残ってくると思います。それが今までの展示館の位置づけを変えるということにもつながると私は考えています。規制緩和の動きを踏まえて、もっと展示館の内容、そして意味づけ、位置づけ、明確にした上でないと判断することができない事柄であると考えています。これら矛盾を解くのに不可欠なものが今後への展望ですが、それがはっきりしない段階で賛成することはできないと考えています。

以上をもって反対討論といたします。

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第51号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（陶山良尚議員） 多数起立です。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成11名、反対5名 午前10時19分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第52号 太宰府市税条例等の一部を改正する条例について

○議長（陶山良尚議員） 日程第4、議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第52号「太宰府市税条例等の一部を改正する条例について」、その主な審査の内容と結果を一括して報告いたします。

このたびの改正は、平成31年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、個人市民税及び軽自動車税など太宰府市税条例の一部を改正するものです。

個人市民税については、令和2年1月1日施行分として、市民税の申告書記載事項の簡素化と、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書に単身児童扶養者を追加し、いわゆる未婚のひとり親にも寡婦（夫）控除が適用されるようにするもの。

軽自動車税については、今年10月1日から自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されることにより、消費税率引き上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの特定期間に登録された自家用軽自動車に対する環境性能割の1%を臨時的に非課税とする規定を新設するもの。

また、令和元年10月1日施行分としては、環境性能割の賦課徴収の特例の新設、税率の特例の改正、及び種別割の税率の特例の改正における現行のグリーン化特例の2年間延長。

その他、令和3年1月1日施行として、個人市民税の非課税の範囲の改正として、単身児童扶養者の非課税措置対象への追加等、今回の条例改正内容を資料と各条文に沿って説明を受けました。

委員から、軽自動車税においては、登録年数が一定経過し増税となるが、太宰府市の軽自動

車登録の傾向は。市税条例の改正内容が多岐にわたるが、市民へのわかりやすい情報発信の方法はなどの質疑がなされ、執行部より、軽自動車税については、重課として13年を経過した車は約1.2倍の税率になる。本市では自家用乗用車が約2,200台、四輪貨物で自家用650台、営業用39台が該当する。これまでどおり市のホームページと広報、そしてQアンドAを作成する等で、市民が理解しやすいようなPRを考えているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論では、税の性格上、市単独でこれをしないというわけにもいかない面が大きいと思うと、賛成の立場での討論が1件なされました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第52号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で議案第52号についての報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第52号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時24分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5と日程第6を一括上程

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

日程第5、議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第6、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました

建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 建設経済常任委員会に付託されました議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」及び議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、その主な審査内容と結果を一括して報告いたします。

初めに、「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」、これは、施政方針における「地場みやげ産業の振興」に向けて、従来の太宰府市商工業振興対策協議会にかわり、太宰府市産業振興協議会を設置する。この協議会は、農業、商工業の事業者を初め、関係団体及び専門家等の多様な主体が集い、農商工連携や6次産業化の視点を含め、本市の特性を生かした特産品や土産品等について調査及び審議をする場であると説明がありました。

委員会からは、6次産業化のメリットとデメリットについて質疑がありました。執行部からは、これまでの商工業振興対策協議会では農業者の視点がなかったため、これからは農業者が食品加工や流通、販売に取り組むことにより農業の活性化が期待できる、さらに農業と商工業の人々が知恵を持ち寄ることにより、農商工連携の視点で本市の産業振興に寄与できるものと考えていると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第53号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、これは、国における森林環境税及び森林環境譲与税が創設され、令和6年度から課税することが予定されているが、森林現場の諸課題に早期に対応するため、国が特別会計から借り入れた上で、今年度から市町村及び都道府県に譲与されることになった。これを受けて、森林環境譲与税基金条例を制定し、森林環境譲与税の全額を基金に積み立て、本市の森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため管理運用するものと説明を受けました。

委員からは、福岡県が課税している森林環境税との関連について質疑があり、執行部から、今後は用途のすみ分けを図り、両方の税を続けていくこととなると回答がありました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第54号につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第53号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 次に、議案第54号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第53号「太宰府市附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第53号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時30分)

○議長(陶山良尚議員) 次に、議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

12番神武綾議員。

○12番(神武 綾議員) 議案第54号「太宰府市森林環境譲与税基金条例の制定について」、賛成の立場で討論いたします。

森林環境税は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するために、東日本大震災の名目で上乘せされている復興特別住民税、年額1,000円の期限が切れる2024年度からスライドさせ、個人住民税の均等割の納税者から徴収されるものです。私たち日本共産党は、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべきところを、国民負担として個人住民税の均等割の所得が非課税となる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であること、均等割への一律額の上乗せは低所得者の負担を強めるものなどの判断から、税そのものには反対の立場をとっています。しかしながら、国から配分される森林譲与税については、受け皿となる基金創設は必要です。議案質疑で基金の活用については今後検討していくとの回答がありました。史跡地や災害対策を含めた森林整備、また林業従事者の人材育成など太宰府の需要に沿った計画を持って進めていただきたいことを要望いたしまして、同会派の藤井雅之議員とともに賛成といたします。

○議長(陶山良尚議員) 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（陶山良尚議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

議案第54号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

（原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時32分）

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第55号 令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（陶山良尚議員） 日程第7、議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔15番 門田直樹議員 登壇〕

○15番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

歳出の主なものとしまして、2款2項1目総合企画推進費250万円の増額補正について。これは、新元号を記念して、令和の典拠である梅花の歌32首序文とふるさと納税の寄附者の名前を刻んだチタン製のモニュメントを作成するもので、集まった寄附額の範囲内で実施をするものとのことでした。

これに係る財源として、歳入18款1項1目ふるさと太宰府応援寄附500万円の増額補正が計上されており、1口1万円のふるさと納税を500件として計上しているとのことでした。この500万円のうち、ふるさと納税のサイト掲載などの委託料に100万円、モニュメント自体の制作費に150万円を充てる予定としており、残りは一般財源となると説明がありました。

委員から、モニュメントの大きさについてなどの質疑がなされ、執行部より、実際に寄附をいただいた人数によって大きさが変わってくるものであり、現時点で約400件の寄附があっているが、想定している500件に到達すれば、相当の大きさになってくるのではないかとの回答がありました。

次に、2款2項5目地域コミュニティ推進費240万円の増額補正について。これは、一般財

団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業として100%が助成される交付金であり、12の自治会から希望が提出されたもののうち、本年3月27日付で長浦台区自治会が採択されたことにより、申請された240万円の助成額を補正計上するものとのことでした。

事業内容については、長浦台区自治会が使用するテント、放送機器、ちょうちん等の夏祭り用備品、椅子、机、物置など公民館備品などの購入、整備に要する費用とのことでした。

また、これに係る歳入財源については、21款4項1目雑入240万円が一般財団法人自治総合センターから宝くじの社会貢献広報事業の一環として交付されるとのことでした。

次に、歳入の主なものとしましては、19款1項1目財政調整資金繰入金206万9,000円の増額補正について。これは、6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。補正充当後の財政調整資金残高は31億2,032万2,586円となる予定との説明を受けました。

その他、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

討論を終え、採決の結果、議案第55号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔9番 小島真由美議員 登壇〕

○9番（小島真由美議員） 次に、議案第55号の環境厚生常任委員会所管分について、主な審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、3款2項2目児童措置費の児童扶養手当給付費140万円の増額補正。これは、児童扶養手当受給者のうち、今年10月31日を基準日に、これまで法律婚をしたことがない者に対する給付金である。給付額は1世帯1万7,500円であり、現在の児童扶養手当受給世帯567世帯のうち、該当するのは概算で約80世帯と推計している。財源は、国庫支出金の児童福祉費補助金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、未婚の世帯に限って給付する背景はなどの質疑があり、執行部から、子どもの貧困に対応するというのが大きな目的であり、国のほうで給付金が決定しているとの回答がなされました。

次に、同項3目教育・保育施設費の保育施設運営支援金1,591万1,000円の増額補正。これ

は、今年10月から開始される幼児教育・保育無償化に伴う事務費であり、主なものは事務補助員の雇用賃金529万3,000円と、システム改修の委託料930万6,000円である。財源は、県支出金の児童福祉費補助金に同額を計上しているとの説明を受けました。

委員から、市民への周知等、市の対応は。市内で保育無償化となる施設はなどの質疑があり、執行部から、幼稚園と保育所、それぞれの園長会議において無償化の流れの説明を行った。スムーズに履行できるよう準備を進めていきたい。全ての幼稚園と認可保育園、そして認可外保育園も無償化の対象に含まれるとの回答がなされました。

次に、3款3項2目扶助費の生活保護費164万3,000円の増額補正。これは、昨年11月にホームレスの方を救護施設に入所させたことにより予算不足が見込まれることから、増額補正を計上するもの。本来、生活保護に係る財源は国の負担金の4分の3のみであるが、今回は対象者がホームレスということで本市に帰来先がないことから、残りの4分の1を県が負担する。よって、財源は、国庫支出金の生活保護費負担金と県支出金の生活保護費負担金で同額を計上しているとの説明を受けました。

次に、第2表債務負担行為補正については、大野城太宰府環境施設組合一般廃棄物処理事業債1件が追加計上されており、計上の根拠について説明を受けました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第55号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 宮原伸一議員。

〔2番 宮原伸一議員 登壇〕

○2番（宮原伸一議員） 各常任委員会に分割付託されました議案第55号「令和元年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の建設経済常任委員会所管分につきまして、その主な審査内容と結果を報告をいたします。

初めに、6款農林水産業費、1項農業費、5目農地費を2,040万9,000円増額する補正について。これは、2カ所のため池の耐震調査費として1,744万9,000円、さらに平成30年度に実施した耐震調査の結果、詳細調査が必要であることと判定された2カ所のため池の追加調査費として296万円を計上しているものと説明を受けました。また、これに関する歳入の国庫支出金の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

委員からは、今後のため池の耐震調査の計画について質疑がありました。執行部から、県が

全体調査を行い、その結果、詳細な調査が必要であると判断されたため池につきましては、市が詳細な調査を行っていくと回答がありました。

次に、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業管理費を330万円増額する補正について。これは、森林環境譲与税の全額を森林環境譲与税基金に積み立てるためと説明を受けました。また、これに関する歳入の地方譲与税の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

次に、7款商工費、1項商工費、2目商工振興費を3億2,500万円増額する補正について。これは、低所得者、子育て世帯主に向けて5,000円のプレミアムがついた商品券を販売するものであり、これにより消費税率の引き上げが家計に与える影響を緩和し、地域における消費を喚起、下支えすることが目的であると説明を受けました。また、これに関する歳入の国庫補助金等の増額補正につきましても、あわせて説明を受けました。

その他の補正項目につきましても、執行部から説明を受け、質疑を行いました。

全ての質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第55号の建設経済常任委員会所管分につきましては、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（陶山良尚議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（陶山良尚議員） 全員起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時44分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 発議第1号 特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委員会）の設置について

○議長（陶山良尚議員） 日程第8、発議第1号「特別委員会（太宰府市議会災害対応調査特別委

員会)の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長 長谷川公成議員。

[13番 長谷川公成議員 登壇]

○13番(長谷川公成議員) 発議第1号「特別委員会(太宰府市議会災害対応調査特別委員会)の設置について」の提案理由の説明を申し上げます。

近年、各地で大規模災害が発生しており、多くの被害が出ています。また、本市においても、昨年、大雨特別警報が発令され、土砂崩れ等の被害に見舞われました。災害の差し迫った中、あるいは災害が起きてしまったときに、議会及び議員の役割や行動基準などを明確にし、迅速かつ的確な応急対策、災害復旧及び復興に寄与していくことができるように、6人構成による特別委員会を設置し、調査研究を行うものであります。

提出者は私、長谷川公成、賛成者は神武綾議員、小島真由美議員、徳永洋介議員、宮原伸一議員です。名称は太宰府市議会災害対応調査特別委員会、経費は予算の範囲内とし、設置期間は付議事件の審査終了までとしたいと考えています。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長(陶山良尚議員) 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(陶山良尚議員) 全員起立です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時47分〉

○議長（陶山良尚議員） お諮りします。

ただいま設置されました特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、

2番 宮原伸一 議員

4番 徳永洋介 議員

5番 笠利毅 議員

7番 入江寿 議員

8番 木村彰人 議員

15番 門田直樹 議員

を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました6人の議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時02分

○議長（陶山良尚議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

太宰府市議会災害対応調査特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に徳永洋介議員、副委員長に入江寿議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議会運営委員会委員の選任について

○議長（陶山良尚議員） 日程第9、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

令和元年5月31日付で会派未来のまちが結成され、代表者笠利毅議員から会派結成届が提出されましたので、ご報告いたします。

お諮りします。

議会運営委員の選任については、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに笠利毅議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（陶山良尚議員） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました笠利毅議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第10 議会広報特別委員会委員の選任について

○議長（陶山良尚議員） 日程第10、「議会広報特別委員会委員の選任について」を議題としま

す。

令和元年6月20日付で堺剛議員から議会広報特別委員会委員の辞職願が提出されましたので、許可しております。

お諮りします。

欠員となっています議会広報特別委員の選任については、太宰府市議会委員会条例第5条第1項の規定によって、新たに橋本健議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました橋本健議員を議会広報特別委員に選任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議員の派遣について

○議長(陶山良尚議員) 日程第11、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第12 閉会中の継続調査申し出について

○議長(陶山良尚議員) 日程第12、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(陶山良尚議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして令和元年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(陶山良尚議員) 異議なしと認めます。

よって、令和元年太宰府市議会第2回定例会を閉会します。

閉会 午前11時05分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

令和元年8月22日

太宰府市議会議長 陶 山 良 尚

会議録署名議員 藤 井 雅 之

会議録署名議員 門 田 直 樹